

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成29年11月30日

（照会者） 殿

金融庁監督局 銀行第一課長
中村 修

平成29年11月12日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。また、本件照会文書に対する回答は、照会者における本件の信託に係る山林の単独所有化が完了した日、又は平成30年6月末日のいずれか早い日まで公開を延期します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者がこれらの行為を内閣総理大臣の免許及び登録を受けずに行った場合にも、信託業法第3条及び同法第50条の2第1項に違反せず、また同法第91条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

（1）信託業への該当性

信託業とは、信託業法第2条第1項において、「信託の引受けを行う営業をいう。」とされており、この「営業」は、反復継続性・収支相償性が要件と解されている。

本件の信託においては、①本件の信託に係る委託者兼受益者については特定の山林の共有持分権者という限定された範囲から一定の条件を充たす者としてとされており、本件の信託の委託者・受益者は特定されているといえること、②本件の信託の引受け後も本件の信託に係る受益権の第三者への処分が禁止されているため、当該受益権が一般公衆に流通し、不特定多数の者が受益

者となることはないこと、③本件の信託に係る信託契約及び受託者である照会者の定款において委託者兼受益者と受託者である照会者の社員が一致するとともに、信託財産として本信託以外の引受けを認めない仕組みが採用されることとあり、このことから、本件の信託は、不特定多数の委託者・受益者との取引が行われ得るものではなく、反復継続性の要件を満たさない。

よって、照会者が行おうとする行為は、信託業法第2条第1項の「営業」として行う信託の引受けといえないため、本件の信託を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、信託業法第3条に違反せず、また同法第91条の罰則の対象となるものではないと考える。

(2) 信託業法第50条の2第1項に基づく登録の要否

信託業法第50条の2第1項に基づき登録が必要となるのは、「信託法第3条第3号に掲げる方法によって信託をしようとする者」である。

この点、信託法第3条第3号に掲げる方法による信託は、「特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法」により行う信託であり、特定の者（委託者）が自己の有する一定の財産の管理・処分を（受託者として）自らすべき旨の意思表示をする方法によってする信託である。

本件の信託は、照会者が受託者として引受けを行う一方で、本件の信託の委託者は当該信託に係る山林の共有持分権者のうちの一定の条件を充たす者であり、委託者が自己の有する一定の財産の管理・処分を受託者として自らすべき旨の意思表示によってする信託ではないため、信託法第3条第3号に掲げる方法による信託には該当しない。

また、本件の信託は、当該信託に係る山林の共有持分権が共有持分権者に帰属したままでは相続の発生等により権利関係が複雑化・不明確化することになるため、当該共有持分権を照会者に移転・集約させるためのものであり、特段、信託業法第50条の2第1項を潜脱する目的で行われると認めるべき事情も認められない。

よって、照会者が本件の信託を内閣総理大臣の登録を受けずに行った場合にも、信託業法第50条の2第1項に違反せず、また同法第91条の罰則の対象となるものではないと考える。

以上